記者発表資料

平成 28 年 2 月 16 日
北上川下流河川事務所

がんばろう！東北

河川敷に悪質な不法投棄（タイヤ等）を発見
～警察に通報し現地立会します～

２月16日（火）9時40分頃、松島町幡谷地先の吉田川右岸に、タイヤ等の投棄を河川巡視員が確認し、塩釜警察署に通報、2月16日14時00分に警察と現地立会を実施します。
警察立会後に注意喚起看板の設置を行います。
不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。
①発見日時　2 月 16 日（火）9 時 40 分頃
（鳴瀬出張所河川巡視員が発見）
②発見場所　松島町幡谷地先　別添参照
（吉田川高水敷）
③投棄状況　タイヤ５本、石膏ボード２袋分、衣服１袋
④現地立会　塩釜警察署　２月１６日（火）14 時 00 分に実施予定
⑤注意喚起看板設置　２月１６日（火）設置予定
⑥そ の 他　前回巡視の２月１２日（金）には確認されず

●罰則については、以下のとおりです
・河川法では、３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、５年以下の懲役又は１千万円以下の罰金（法人等の場合は３億円以下の罰金）に処せられる場合があります。

北上川下流河川事務所記者発表についてはホームページでご覧になれます。
ホームページアドレス【http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu//】

※発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ

国土交通省北上川下流河川事務所

石巻市蛇田字新下沼８０
電話　０２２５－９５－０１９４（代表）

技術副所長　佐藤（さとう） 正明（まさあき）　（内線２０５）

管理課長　大平（おおだいら） 知秀（ともひで）　（内線３３１）

別　添

位置図・投棄状況写真

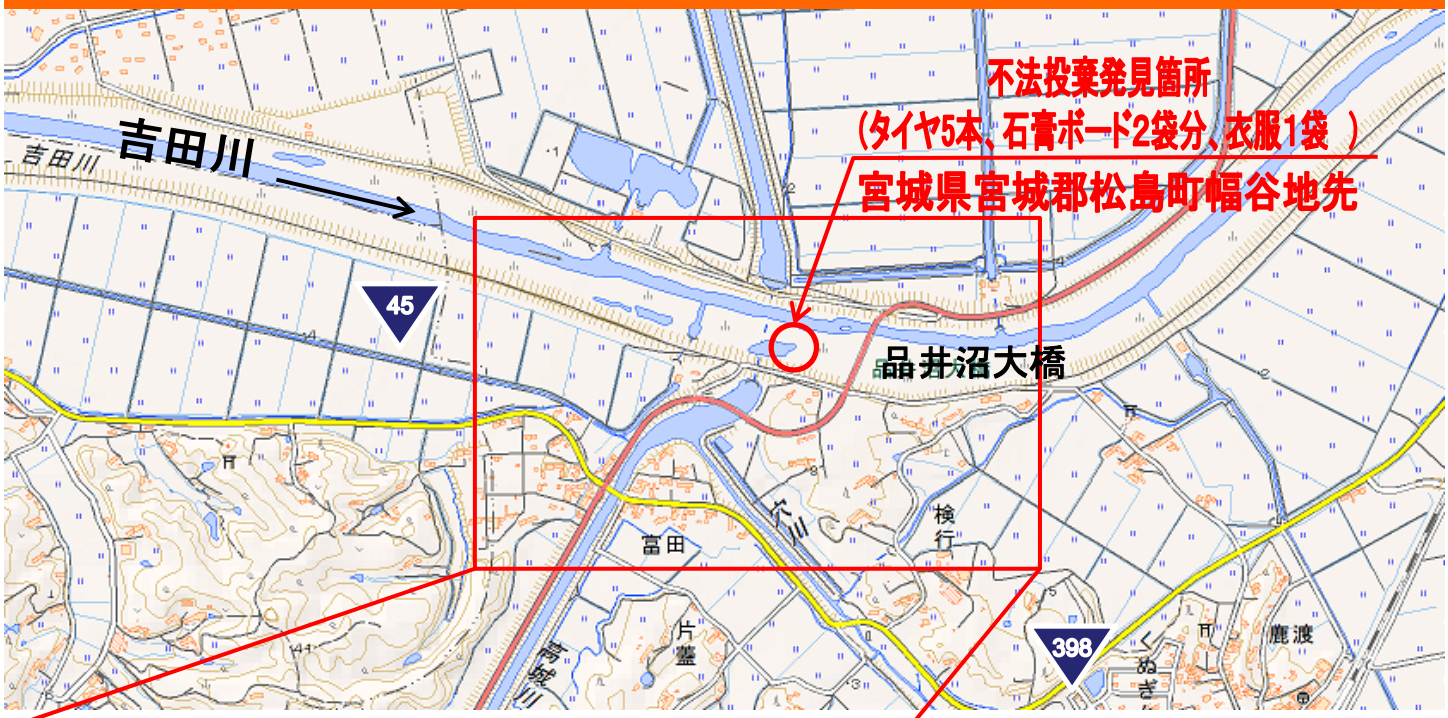

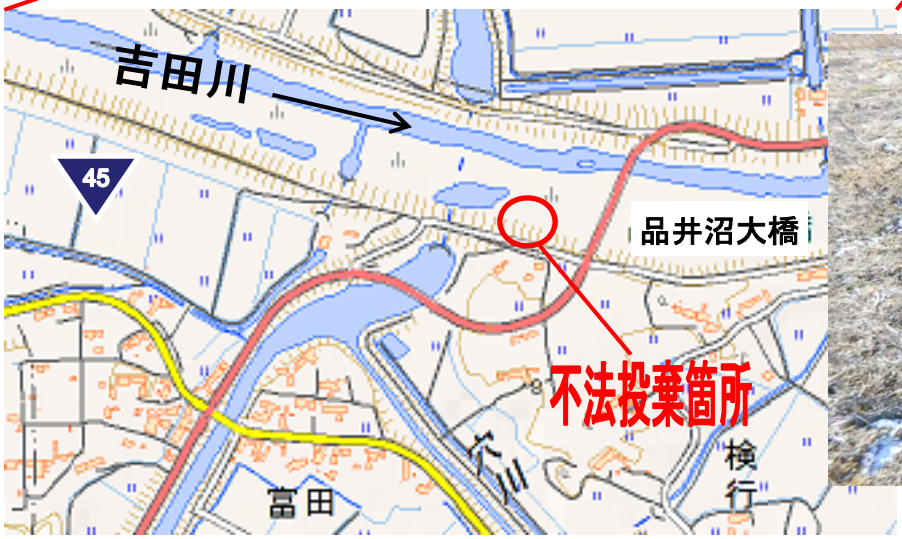

①タイヤ５本

②石膏ボード（２袋分）

③衣服（１袋）